

豊川市監査公表第17号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成26年4月9日

豊川市監査委員	鈴木	不二夫
同	戸	莉敏
同	小	林琢生

別紙

## 監査結果に基づく措置通知書

(一宮総合支所地域振興課・音羽支所・御津支所・小坂井支所)

監査実施期間 平成25年8月16日から

平成25年9月19日まで

豊川市監査公表第37号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 家庭系粗大ごみ処理手数料に係る証紙(粗大ごみシール)の売りさばき事務において、一宮総合支所地域振興課及び音羽支所と御津支所及び小坂井支所との間に領収書の有無に相違が見受けられるため、領収書の発行の必要性について所管課と協議し、その事務の取扱いを検討されたい。</p>	<p>1 家庭系粗大ごみ処理手数料に係る証紙(粗大ごみシール)の売りさばき事務における領収書の発行については、レジスターから発行されるレシートを交付することとしました。</p>

(注) 上表の措置状況は、下記の時点のものである。

- ・一宮総合支所地域振興課、御津支所 平成25年12月27日
- ・音羽支所 平成26年1月7日
- ・小坂井支所 平成26年1月10日